

6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月19日（月）午前10時～10時24分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、村田 高子、
岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、関谷 利彦、
正司 浩幸、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩、
伊藤 多美恵、富永 茂巳、大草 知子・・・（17人）
4. 欠席委員 野村 文雄（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 事業計画変更承認について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
報告第3号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
報告第4号 特定農地貸付変更報告について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、6月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。
欠席は1名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は議案第1号から第6号までの付議事項22件及び報告事項4件です。
議案書の記載内容にいくつか訂正があります。本日お配りしていません訂正表と併せて御確認をお願いします。

議 長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
小野地区の富永委員、中立委員の大草委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、20番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか。

伊藤委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、20番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの小野地区の議案21番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 小野地区よろしいですか。

富永委員： はい。

議長： 採決に入ります。小野地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、21番は、許可します。
次に、議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページから10ページの旧市地区の議案50番から52番までの3件です。
3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしております。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

伊藤委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、50番から52番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから18ページまでの東岐波地区の議案53番から56番までの4件です。4件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしております。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、53番から56番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は19ページから30ページまでの西岐波地区の議案57番から62番までの6件です。

6件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしております。

議 長： 西岐波地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田(信)委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、57番から62番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は31ページの厚東地区の議案63番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしております。

議 長： 厚東地区の本件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか。

河村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、63番は許可します。
次に、議案第3号非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから38ページの議案、27番から29番までの3件です。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページの議案4番です。
本件について事前質問はありませんでした。既存高齢者福祉施設の入居者・職員用の駐車場50台及びゲートボール場設置を目的に農地法第5条の許可を受けたものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応に時間を要し事業着手が遅れていたところ、施設の入所希望者が増え部屋が不足したため、高齢者住宅施設及び駐車場48台を新設することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に議案第5号農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから49ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、二俣瀬、小野、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、別紙です。
これは令和4年度の最適化活動目標その他事務の実施状況について報告するものです。各地区協議会において既に報告していますので、要点を絞って報告します。
1ページにつきましては、農業委員会の体制と宇部市の農家・農地の概要をお示ししています。

2ページ以降が、「1 最適化活動の成果目標」になります。

「(1) 農地の集積」として、農地の集積面積の目標を629haと定めていたところ、実績は515haと、目標に対して期待を下回る結果となりました。

次に、2ページから3ページ中ほどにかけて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」として、解消目標面積を5.7haと定めていたところ、実績は7.1haと、目標に対して期待を上回る結果が得られました。

次に、3ページ下から4ページ上にかけて「(3) 新規参入の促進」の状況として、令和4年度について新規参入経営体はありませんでした。また、新規参入者への貸付等について公表した面積として、目標は9.2haでしたが、実績は4.9haと、目標に対して期待を下回る結果となりました。

次に、4ページ中ほどから5ページにかけて、「2 最適化活動の活動目標」として、各種最適化活動の実績をお示しします。

令和4年度の成果目標及び活動目標の評語としては、各委員さんの御協力で、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果になりました。

最後の6ページには、「事務の実施状況」として、総会の開催実績、許可処理件数、違反転用の実績をお示ししています

なお、この結果を受けて、令和5年度の目標は4月の総会で承認いただいているところです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： それでは採決します。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件については承認します。

付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。順に説明します。

報告第1号、議案書は50ページから58ページまでです。

小野地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。

次に報告第2号、議案書は59ページから62ページまでです。

市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

つづいて報告第3号、議案書は63ページから66ページまでです。

農地法施行規則第29条に該当する転用について2件届出がありました。

1件目は東岐波地区に所在する農地所有者からの届出で、自宅に隣接する農地に55.91㎡の農業用倉庫を設置するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。

2件目は楠地区に所在する農地の一時転用の届出で、携帯電話の無線基地局設置の協議がありました。認定電気通信事業者が行う公益事業についての転用は、転用許可不要で計画協議でよいとされていることから、異議なし回答を行ったものです。

最後に報告第4号、議案書は別紙です。

特定農地貸付の貸付条件や募集方法が現在の運用と乖離していることから、貸付規定を改めたことを報告するものです。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議長： すべての議事、報告が終わりました。

これを持ちまして、6月定例総会を閉会します。

(10:24終了)